

別表1 園芸グローバル産地育成強化事業実施要領（実施要領第2関係）

事業の内容	事業実施主体	補助率 (上限額)	補助対象	採択要件	
				個別事項	共通事項
グローバル化実践支援事業	市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体等	定額 (ただし、1事業実施主体当たり1,000千円を上限とする)	輸出相手国への流通に必要な保鮮流通技術実証等に必要経費		<ol style="list-style-type: none"> 1 事業実施主体の受益者又は事業参加者は3戸以上であること。 2 事業実施年度の翌々年度までに果樹等の輸出を新規に開始又は輸出量を増加すること。
ふくしまブランド産地整備事業	市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体等	2 / 3 以内	<ol style="list-style-type: none"> 1 検疫対策(輸出相手国の農薬残留基準への対応、農薬のドリフト防止等)に有効な施設及び付帯設備・設備の資材購入費、並びに機械等のリース導入費 <ol style="list-style-type: none"> (1) 雨除けハウス (2) パイプハウス (3) ドリフト防止型スピードスプレーヤ 等 2 出荷時期や園地規模の拡大、品質向上のために必要な施設及び付帯設備・設備の資材購入費、並びに機械等のリース導入費 <ol style="list-style-type: none"> (1) 果樹棚 (2) かん水・換気装置 (3) 電照資材 (4) 防虫ネット (5) 高所作業台車 (6) 暖房機 (7) 保冷库 (8) スピードスプレーヤ 等 	<ol style="list-style-type: none"> 1 ドリフト防止型スピードスプレーヤ、高所作業台車は、ほ場の規模拡大(基準年の20%以上)を伴うこと。 2 果樹棚は、ジョイント栽培等の早期成園化や省力技術を活用し、新植するほ場に限定する。 3 かん水・換気装置はハウスと一体で導入する場合に限る。 4 補助対象2の(3)、(4)はハウスに設置する場合に限る。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業実施主体の受益者又は事業参加者は3戸以上であること。 2 事業実施年度の翌々年度までに果樹等の輸出を新規に開始又は輸出量を増加すること。 3 事業実施主体の受益者又は事業参加者の過半が第三者認証GAP又はF GAPを取得すること(取得予定が確実である場合を含む)。